令和５年度第１回　豊川市地域包括ケア推進協議会　要旨

開催日時：令和５年１１月２日（木）
１５：００～１６：５０
開催場所：豊川市勤労福祉会館
大研修ホール

議題（１）令和４年度事業報告

１　令和４年度地域包括ケア関連事業の実績について

・介護予防のための地域ケア個別会議で、介護予防というと栄養や口腔ケアが必要になると思っている。会議の助言者が運動機能の方によっているので栄養士や歯科衛生士等、栄養や口腔ケアに関する専門職を助言者として呼ぶと良いのではないか。（委員Ａ）

→　（事務局回答）
歯のことや栄養のことが事例になることが多数あり、参加者というかたちで参加していただいているケースもある。助言者としては、今後検討していきたい。

→　（委員Ｂ）
予防や口腔内のケアはとても大切だが、どこまでできるかが普段診療もあるので難しいところである。施設等からの依頼も多くあるので、会として訪問歯科診療等、予防に取り組んでいきたい。

・生活支援事業の介護・生活支援サポーター養成講座について、このサポーターはどういった活躍が想定されているのか。また、認知症サポーター養成講座について、豊川市では認知症サポーターの修了者が総勢何名いるのか。（委員Ｃ）

→　（事務局回答）
介護・生活支援サポーター養成講座の目的は高齢者のためのボランティア活動ができる人を養成すること。今後は地域の通いの場の運営者側やシルバー人材センターが設置しているちょこっとサポート事業の一員等として活躍してもらいたいと思い、人材育成している。なお、身体介護を行わない活動を想定している。
認知症サポーター養成講座の修了者数は、令和４年度末では１４，９８８人。コロナ禍で受講者が減っていたので今後は受講者を増やしていきたい。

・介護・生活支援サポーター養成講座と地域版認知症サポーターステップアップ講座の参加者のその後について、活動者数を知りたい。（委員Ａ）

→　（事務局回答）
毎年、生活支援体制整備事業の第１層協議体で実績報告を行っている。今日は実績の資料を持っておらず、報告ができなくて申し訳ない。

・介護用品券と訪問理美容サービスについて配ることが重要だと思うが、その後の利用率を知りたい。（委員Ａ）

→　（事務局回答）

介護用品券については令和４年度の実績でいうと１１１，１１５枚配布したのに対し、利用されたのが７７，５４４枚。利用率は６９．８％。訪問理美容サービス券については７，１３５枚配布したのに対し、利用枚数は１，７９６枚。利用率は２５．２％。

・住まい分野に関する事業のところで、すまいの手引きの更新の予定はあるか。（委員Ａ）

→　（事務局回答）

高齢者のすまいの手引きは平成３１年３月に作成したものが最新。更新の必要があるが、まだ時期は未定。

２　電子＠連絡帳の活用状況について

・電子＠連絡帳のところで、豊川市では高い利用率となっているが、他市との連携・他市町村との連携でいうと指標はあるか。（委員Ａ）

→　（事務局回答）

現状そういった数字は把握できていない。業者に確認して、回答させていただく。

３　令和４年度地域包括支援センターの事業実績について

・居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託状況について、市内居住で委託要件に該当する方が令和４年度５８件とあるが、委託要件に該当する方が全て委託に繋がり５８件だったということでよいか。（委員Ａ）

→　（事務局回答）

要件に該当する方の数はもう少し多い。委託に繋がった件数が５８件。

・総合相談支援の内容で仲介・制度利用支援の件数が増えている理由を教えてほしい。
また、個別ケア会議が前年度から１０回減少している理由も教えてほしい。（委員Ｃ）

→　（事務局回答）

仲介・制度利用支援の件数は介護保険制度以外の地域資源につなげた件数で、重層的支援体制整備事業が移ったこともあり、障害や高齢者に限らない相談に対応することが増えたためではないかと思う。

個別ケア会議については、数多くやっていきたいところだが、つなぎがなかなか難しい状況。そして重層的支援会議というものがあり、そちらとの住み分けもあり、

回数が減ってしまったと考えている。

⇒出された意見も踏まえて、引き続き、各種事業を円滑に実施していくことが確認された。

議題（２）地域包括ケア推進協議会作業部会からの報告

⇒着実に取り組みが進んでいくよう、各団体において協力体制をとっていくことが確認された。

議題（３）豊川市高齢者福祉計画（令和６年度～令和 11 年度）（案）

・避難行動要支援者支援制度事業について。母のところに申請書が届いたがそれを見ると「制度についての登録を希望される方は緊急情報キットをお渡しするため、窓口にお越しいただき、申請書にご記入ください。また、窓口にお越しいただくことが難しい場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。」とある。これを見て思うのは窓口で申請できる人はこの制度がいらないのでは。この制度がどのくらい活用されているのか見てもらって、改善をしてもらいたい。（委員Ｄ）

→　（事務局回答）

いろいろな方がいて歩いて来れてしまう方もいるので、最初から電話での対応とは言いづらいところ。ただ、今出た意見を重く受け止めて、今後検討していきたい。

・避難行動要支援者の個別避難計画の策定の基本となる情報について、豊川保健所は、指定難病、小児慢性特定疾病等の給付申請に伴う申請者の情報を知り得る状況にある。豊川市から情報提供の申請をしていだくことにより、住民の福祉の拡充に活用していただきたい。２点目として、５２ページの地域包括ケアシステムの深化・推進の（３）推進体制のところで、市の高齢者福祉計画は、県の計画や東三河広域連合の介護保険事業計画との整合を図ることが必要であると考えられるので、これを確保するため、県や東三河広域連合の担当者も協議会の委員の一人とするべきではないか。３点目として、５７ページの糖尿病対策のところとなるが、この計画は、豊川市が主体となって豊川市の住民の福祉の拡充のために行うべきことを決定して、記載することとなる。その一方、豊川保健所は、県の事業として、独自に行うべきと考えることを独自に検討したうえで豊川保健所の事業として独自に実施している。そのため、豊川保健所は、豊川市の福祉の拡充のため実施する計画の主体となる立場にはないため、削除すべきである。（委員Ｅ）

・５２ページの（３）、５３ページのところ、行政という表現をやめて、豊川市に変えてほし

い。２点目として、関係する部署のところで社会福祉協議会が漏れているところがたくさんある気がするため、確認してほしい。３点目、６４ページの c. ふれあいサロン活動のところ。公民館は豊川市にないので表現を変えた方がよいのではないか。（委員Ｆ）

・２７ページの将来介護を受けたい場所のアンケート結果と４７ページの現状と課題のまとめの箇所で表現の齟齬があるように感じる。もう１点、基本施策の展開のなかで、市民後見人の養成のところは、成年後見利用促進計画の中で令和７年度に実施とあるので、計画の中にそういった数値を入れたほうがよいのではないか。（委員Ｃ）

・アンケート結果の将来介護を受けたい場所については、年齢によって変化するのではないかと感じる。（委員Ｄ）

⇒出された意見を次回の高齢者福祉計画策定委員会へ提案させていただく。

その他　豊川保健所からの情報提供

・愛知県地域保健医療計画（東三河南部医療圏）に関する情報提供